

菊川市ボランティア活動推進事業

実 施 要 項

菊川市教育委員会社会教育課

菊川市ボランティア活動推進事業実施要項

1 趣旨

- (1) 児童・生徒にボランティア活動や社会参加活動への参加を促し、広く社会で活動することを通して社会性や思いやりの心を育て、心身ともに健やかな青少年の育成を支援する。
- (2) 児童・生徒が継続的にボランティア活動を行うことにより、青少年指導者としての資質や能力を高め、地域活動やボランティア活動に積極的に取り組む姿勢を育成する。
- (3) 学校・家庭・社会のそれぞれにおいて、子どもを健全に育成する役割を積極的に果たす気運を醸成する。

2 対象者

市内に在住・通学、または市内でのボランティア活動を希望する近隣市町の小学生・中学生・高校生のうち、ボランティア活動の精神を理解し積極的に取り組む意欲のある者。

3 ボランティア活動支援センター

- (1) この事業の事務局として、ボランティア活動支援センター（以下支援センター）を菊川市教育委員会社会教育課内に置く。
- (2) 支援センターは、本事業に参加する市内の福祉施設、文化施設、その他の公共的な活動を行う事業主催者等（以下主催者）からボランティアの受入希望を募集し、後述のボランティアクラブ登録者に対し、学校を通じて情報発信を行う。
- (3) 支援センターは、児童・生徒からの活動申込を取りまとめ、活動場所・活動日時を決定する。
- (4) 支援センターは、活動者が安全にボランティア活動に参加するため、活動参加者について市費により全国社会福祉協議会主催のボランティア活動保険への加入手続きを行う。

4 菊川市ボランティアクラブ

- (1) 市内に在住・通学する、または市内でのボランティア活動を希望する近隣市町の小学生（3年生以上）・中学生・高校生を登録対象者とする。
- (2) 登録者は、支援センターから市内でのボランティア活動の情報提供を受けることができる。支援センターによる情報提供、および活動の募集は原則として前期（7月～10月）、後期（11月～3月）の年2回行われる。
- (3) 登録者に対し、支援センターは「菊川市ボランティアクラブ ボランティアカード（以下ボランティアカード）」を配布する。主催者は、活動者に対し活動の記録として概ね1時間を1ポイントとして活動ポイントの認定を行い、ボランティアカードに押印を行う。

- 5 『静岡県初級青少年指導者養成事業』の初級認定並びに認定証交付について
- (1) 認定を希望する中学生・高校生のうち、決められた講座、及び規定されたボランティア活動時間を満たし、申請手続きを完了して適切と認められた者について、認定事業主催者である菊川市教育委員会が静岡県青少年指導者級別認定初級を認定し、認定証を交付する。
 - (2) 認定希望者は、初級青少年指導者養成事業認定申請書・ボランティア活動体験文・ボランティアカード（裏面）のコピーをボランティア支援センターに提出する。
 - (3) この事業については、単年度の事業であるため、年度をまたいでの申請はできない。

6 菊川市ボランティアクラブ級認定並びに認定証の交付について

- (1) 級認定を希望する児童・生徒のうち、決められた時間数のボランティア活動を終了し、申請手続きを完了し適切と認められた者について、支援センターがボランティア級を認定し、認定証を交付する。
- (2) 必要ポイントを満たした児童・生徒は、級認定申請書並びにボランティアカード（裏面）のコピーを添付し、ボランティア支援センターに提出する。
- (3) 級の定義は、以下の通り。
 - 4級 通算 50ポイントの活動を満たした者。
 - 3級 通算 100ポイントの活動を満たした者。
 - 2級 通算 200ポイントの活動を満たした者。
 - 1級 通算 300ポイントの活動を満たした者。
- (4) 菊川市ボランティアクラブ級認定におけるポイント認定は、複数年度に渡る通算のポイントを認めるものとする。

7 その他

- (1) 本事業は児童・生徒のボランティア活動や社会参加活動を推進し、青少年の健全な育成を支援していく活動である。ゆえに本事業は労働力を派遣するものではなく、主催者は応募人数が少ない、もしくは応募が無い可能性も念頭に置き、受入希望を提出しなければならない。
- (2) (1)と同様に、本事業はポイントを取得し級認定を得ることを目的とした事業ではないため、各学校・家庭においてはその趣旨を逸脱した活動にならないように配慮して児童・生徒に働きかけなければならない。

菊川市ボランティアクラブ 学校独自活動とポイントのめやす

・学校独自活動の扱いについて

原則としてボランティアカードのポイントは市が指定した活動において認められるものであるが、学校独自の活動であっても「各学校でボランティア活動推進において必要と認められる活動」については例外的にポイント認定が認められる。

○認められる活動

ボランティア精神に則った活動であることが条件。

- ア 個人の自由意志に基づいた活動
- イ 本事業の級認定以外の何らかの報酬を目的としない活動
- ウ 福祉的な活動等、公共への活動を前提とした活動

×認められない活動

- ア 宿題や課題として提示された活動
- イ 学級全体、委員会全体といった団体として強制された活動
- ウ 授業の一環として行われた活動
- エ 講座や講習会等の自己研鑽を目的とした活動

・学校独自活動におけるポイント付与に際して

(1) 「児童・生徒の概ね1時間の活動について、1ポイントと認める。」に準じた基準とする。

(2) 注意事項

- ア 本事業は、地域におけるボランティア活動や社会参加活動を念頭においた事業である。各施設における事業への参加において与えられるポイントと不均衡を生じない程度の活動についてポイントを与えるように配慮する。
- イ 児童の個に応じた発達段階や能力に応じた教育的配慮の下にポイントを与えることは認められるが、上記アの規定を逸脱することのないようにする。
- ウ 同様に、活動の状況や取組の様子を勘案して、ポイントを追加することは認められるが、上記アの規定を逸脱することのないようにする。
- エ 市が指定した活動以外におけるボランティア保険の適用については、必ずしも認められるものではない。

・ボランティアカード、認定証の趣旨について

本事業実施において、ボランティアカードや認定証の交付については、ボランティアの自主性や無償性の原則に反するのではという意見があり、この点について下記のように考えている。

自主性については、児童・生徒においては活動をする中で、自主性を発揮していくということが考えられる。まず活動してみて、その中から色々なことを学びさらに自主的な活動へと発展していくことは少なくない。そのため、ポイントや級の認定がボランティア活動への参加のきっかけとして機能することを期待している。

また、ボランティア活動に積極的に取り組んでいる児童・生徒を称揚することにより、学校外での活動について認め励ましていくことができる。同時に多くの児童・生徒に対して地域活動・ボランティア活動を啓発することができる考える。

ただし、ポイントや級の取得については、生徒間・学校間等の競争意識によりボランティアの趣旨が歪められることも危惧されるため、各学校、主催者においてはボランティアの趣旨に配慮した取り組みをお願いする。